

第1章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

本県において、がんは昭和55年より死因の第1位であり、平成23年には年間約3,500人が亡くなっており、全死亡の3分の1を占めている。また、生涯のうち約2人に1人ががんにかかると推計されている。

今後、高齢化の進行に伴って、がん患者がさらに増加することが懸念されていることを考え合わせれば、がんはまさに「国民病」であり、がん対策のより一層の充実を図っていくことが大きな課題となっている。

こうした現状にかんがみ、国においては、平成18年6月に「がん対策基本法」を制定し、がん患者がどこに住んでいても、その意向を十分に尊重した適切ながん医療を受けることができるようにすることなどを基本理念に掲げ、国を挙げてがん対策に取り組んでいくこととしたところである。

本計画は、「がん対策基本法」とこれに基づいて国が策定した「がん対策推進基本計画」を基本として、本県における様々な分野のがん対策を、県民、市町、医療保険者、医療関係者等とともに、総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針として策定するものである。

2 策定・見直しの経緯

国が平成19年6月に策定した「がん対策推進基本計画」に基づき、本県におけるがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年4月に「石川県がん対策推進計画」を策定した。

計画の策定から5年が経過し、この間、がん診療拠点病院等の整備や緩和ケア提供体制の強化、がん登録の充実が図られるとともに、がんの年齢調整死亡率は減少傾向で推移するなど、一定の成果が得られた。

しかしながら、人口の高齢化とともに、がん罹患者数、死亡者数は今後とも増加していくことが見込まれる中、がん医療や相談支援について地域差があることや精神心理的な痛みに対するケアが十分でないこと等に加え、新たに小児がん対策、チーム医療、がん患者等の就労を含めた社会的な問題、がんの教育などの課題も明らかとなり、国は、平成24年6月に新たな基本計画を提示したところであり、「石川県がん対策推進計画」の見直しにあたっては、国の新たな方針等を踏まえた見直しを行う。

3 計画の位置づけ

本計画は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定に基づく都道府県がん対策推進計画である。

また、「石川県医療計画」、「いしかわ健康フロンティア戦略」及び「石川県長寿社会プラン」等と整合性を図って策定した計画である。

4 計画の期間

平成25年4月から平成30年3月までの5年間とする。